

制度概要

長崎県地域産業支援資金保証（略称：県地域産業支援）		
目 的	過疎・離島半島地域の産業振興、地域産業雇用促進に取り組む中小企業者に対し、当該事業の遂行に必要な資金の融通の円滑化を図り、県内の産業振興に資することを目的とする。	
保 証 の 対 象 (資 格 要 件)	県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。 (1) 過疎・離島半島振興資金 次のいずれかの地域において事業を継続し、資金を要する者。 ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条、第3条、第41条、第42条、第43条に定める過疎地域等 ②半島振興法第2条に定める半島振興対策実施地域 ③離島振興法第2条に定める離島振興対策実施地域 ④長崎県過疎対策推進本部設置要綱第2条に定める過疎地域 (2) 地域雇用促進応援資金 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者。	
対 象 資 金	(1) 過疎・離島半島振興資金 過疎地域、離島・半島地域の事業者の経営のための資金 (2) 地域雇用促進応援資金 補助の採択を受けた事業者の経営のための資金	
保 証 条 件	貸付限度額	5,000万円以内 ただし、対象資金の総枠
	保証期間	運転資金 7年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置 2年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	(1) 過疎・離島半島振興資金 年1.80% (2) 地域雇用促進応援資金 年1.55%以内
保 証 料 率	基準料率	無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証 年0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ③取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書(協会所定様式)の添付がある場合は、事業性評価割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	県が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証 年0.40%～1.00%
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、近畿産業信用組合	
申 込 時 添 付 書 類	①地域雇用促進応援資金の場合は、補助の採択を受けたことが分かる書類 ②県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ③その他保証協会が必要とする書類	
実 施 日	平成22年 4月 1日 創設 <u>(令和 5年 1月10日 最終改正)</u>	